

知 床 国 立 公 園

知 床 半 島 中 央 部 地 区 利 用 の 心 得

[中央部地区の利用に当たっての留意事項、禁止事項]

環 境 省  
釧路自然環境事務所

平成21年 1 月

## 目 次

1 はじめに	・・・ 1 頁
2 利用の心得	・・・ 1
[3つの柱]	・・・ 1
[10の約束]	・・・ 2
[登山利用 5つの約束]	・・・ 4
備 考	・・・ 5
参 考 「自然公園法に基づく国立公園内の規制対象行為」	・・・ 6
別図－1 「知床半島中央部地区位置図」	・・・ 8
別図－2 「知床連山登山道野営（キャンプ）指定地」	・・・ 9
検討会議構成員	・・・ 10
（1）検討委員	
（2）地域関係団体	
（3）関係行政機関	
（4）事務局	

この「知床半島中央部地区利用の心得」は、  
知床国立公園利用適正化検討会議において合議された。

検討会議の構成員は巻末にまとめて記載した。

#### 利用に関する最新の情報や利用規制情報の入手先

- 環境省 釧路自然環境事務所（〒085-8639 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎）  
【TEL】 0154-32-7500 【FAX】 0154-32-7575
- ウトロ自然保護官事務所 【TEL】 0152-24-2297 【FAX】 0152-24-3646
- 羅臼自然保護官事務所 【TEL】 0153-87-2402 【FAX】 0153-87-2468
- 羅臼ビジターセンター 【TEL】 0153-87-2828 【FAX】 0153-87-2876
- 知床自然センター 【TEL】 0152-24-2114 【FAX】 0152-24-2115

#### 関連ホームページ

- 釧路自然環境事務所 【<http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/>】
- 知床国立公園 【<http://www.env.go.jp/park/shiretoko/>】
- 羅臼ビジターセンター 【<http://rausu-vc.jp/>】
- 知床自然センター 【<http://www.shiretoko.or.jp/>】
- 知床エコツーリズム推進協議会 【<http://shiretoko-eco.net/>】



シレトコスミレ

## 1 はじめに

知床国立公園知床半島中央部地区（以下「中央部地区」という。別図－1「知床半島中央部地区位置図」参照）は、原始性の高い自然景観と多様な野生生物によって形成される豊かな生態系を有する地域です。

知床五湖、知床連山、羅臼湖等を含む「中央部地区」は、知床国立公園の中心的な地区として、これまで多くの利用者の方々に親しまれてきましたが、一部の利用拠点において過剰利用・集中利用による自然環境への悪影響が顕在化しつつあります。

そのような状況を踏まえ、人類共通の財産である「知床」の持続的な保全を図り、より良い形で後世に引き継いでいくために、この『心得（マナー）』を定めました。

## 2 利用の心得

知床国立公園を訪れる方は、ヒグマに象徴される知床のすばらしい自然に「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」をもって接し、以下の事項を守って下さい。

自然ガイド等の「事業者」は、自らがこれらの事項を守るだけでなく、一般の利用者に対する啓発に心がけてください。

また、安全・快適に楽しむため、事前に利用に関する最新の情報や利用規制情報の入手に努めて下さい。

### [3つの柱]

#### 1. 自然環境への配慮

知床国立公園の原生的で静寂な環境が損なわれることのないよう、自然環境や野生生物の保護に対する意識を高く持ち、利用による影響を軽減し、痕跡を残さないように努めましょう。

#### 2. ヒグマに対する注意

知床国立公園では、常にヒグマに遭遇する可能性があります。また、ヒグマはむやみに襲いかかってくる動物ではありませんが、知床のヒグマは人間を回避せず大胆に行動する個体も多く、他の地域とは状況が大きく異なります。ヒグマの生活に影響を及ぼさないこと、不用意な行動から危険な状態を招かないことが重要です。

#### 3. 地域の生活・文化への配慮

知床にも昔から息づく人々の暮らしがあります。利用者は地域の生活、文化に十分な注意を払わなければなりません。さらに、生活や文化に目を向けることで、知床の新たな魅力に気づくことができます。

## [10の約束]

### 1. 野生動物に食べ物を与えない

自然の生態系を乱すだけでなく、人に近寄るヒグマを創り出したり、キツネの交通事故を誘発するなど、人と野生動物の双方に不幸な結果をもたらします。

### 2. 道を外れて歩かない

歩道や木道から外れて歩き回ると道に迷うなど危険だけでなく、植物が踏み荒らされたり、土が削られたりします。

- ロープや柵が設置されている場所ではそれを越えて立ち入らないこと。
- 特に湿原や高山植生等の踏みつけに弱い植生の中に入り込まないこと。

### 3. 動植物をとらない、脅かさない、傷つけない、持ち込まない

繊細な自然は、小さな行為でも大きな影響を受けます。

- 野生動物の撮影や観察等を目的として、営巣地等への接近や枝条（木の枝等）の刈払い等、野生動物の行動に攪乱を与える行為をしないこと。
- 野生動物を脅かしたり、追い立てる等の行為をしないこと。
- 大木の樹洞や樹冠に大型の巣があった場合は、鳥類の営巣木の可能性があり、繁殖を妨げるおそれがあるので、近づかずに速やかにその場から遠く離れること。
- 夜間の動物観察に当たっては、必要以上のライトによる照射等で動物を脅かしたり、追い立てる等の行為をしないこと。
- 外来種を故意に持ち込まないこと。また、外来種が持ち込まれないようにするため、靴等に付着した種子等の除去に努めること。

### 4. ゴミは持ち帰る

景観や野生動物に影響を及ぼし、ヒグマを誘引するおそれもあります。

- ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰るか、定められた場所で処分すること。

### 5. ペットを外に連れて歩かない

ヒグマを刺激してしまうおそれがあります。

※盲導犬等の同伴については、各施設の管理者等に御相談下さい。

### 6. 遊歩道上での食べ歩きや野外での調理は行わない

食べこぼしや食べ物のにおいはヒグマやキツネなどを引き寄せる原因になります。

- 野営場（キャンプ場）以外の野外での調理（特に匂いが出る焼き肉等）は行わないこと。

## 7. ヒグマに出会わないようにする

ヒグマに対する私たちの行動次第で、危険な状況になることがあります。出会わないようにすることが一番の安全対策です。

- 至近距離で不意に出会うと、驚いたヒグマは身を守るために攻撃的になることがあります。常に周囲に注意を払い、特に見通しの悪い所では、声を出しながら歩いたり、鈴を携帯するなど、あらかじめ人が近づいている事を知らせること。
- 夜間や明け方、夕暮れ、濃霧の時など視界が効かない時には、突発的な遭遇が起こりやすいので、なるべく行動しないようにすること。
- サケマスが溯上する川沿いなど、ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所、立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。
- エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合は、ヒグマが餌付いている場合があり、餌を守ろうとするヒグマから激しい攻撃を受ける可能性があるため不用意に近づかず、すみやかに離れること。
- 野外で活動する時には、万が一に備えてクマ撃退スプレーを携帯することが望ましい。

## 8. ヒグマに近づかない、刺激しない

自分が危険なだけでなく、人の接近に慣れすぎたヒグマはトラブルを起こすようになってしまう場合があります。

- 車からヒグマを目撃したときは、決して車を降りないで、速やかに立ち去ること。
- 歩行中にヒグマを目撃した場合は、ヒグマを刺激しないように静かにゆっくりと引き返してください。大騒ぎして走って逃げると興奮させてしまいます。特に、親子連れのクマにはけっして近づいてはいけません。
- 食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合は速やかその場から退避すること（取られたものは取り返さない）。
- ヒグマを目撃した際には、他の利用者への危険の軽減のため、環境省自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼町役場または知床自然センターのいずれかに速やかに連絡すること。

## 9. 車のスピードは控えめに

野生動物が飛び出してきます。大きな事故にもつながります。

- 交通規則を守り、エゾシカ、キツネ、野鳥等野生動物の飛び出しに注意し、衝突事故防止に努めること。

## 10. 漁業活動を妨げない

地域の人々の生活を支えています。

- 海産物の採取を行わないこと。
- 漁業活動の場や漁業施設（コンブ干場、定置網、番屋施設等）に立ち入る等、漁業活動に支障を及ぼす行為を行わないこと。

## [登山利用 5つの約束] (知床連山の登山道利用者を対象に)

知床連山は厳しい自然環境にあり、また、原始的な雰囲気を守るために最低限の登山道整備しか行っていません。この地の登山は比較的高度な技術と十分な経験を必要とするため、基本的には登山者自身の経験と技術・装備に基づいて、自己判断と自己責任による利用が求められます。

したがって、『3つの柱と10の約束』に加え以下のことに十分留意してください。

### 1. 事前の計画と準備を万全に

安全対策や事故防止に関する計画・装備等を十分に検討しましょう。

- 自己の体力・健康状態と自然条件等を勘案し、余裕のある日程の計画を立てること。
- 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、登山口に設置してある入林簿に記載すること。
- 防寒着や食料等の装備は十分に用意すること。また、事故防止のための装備を備えること。

### 2. ヒグマ対策を万全に

知床のヒグマは、人やテントを避けることなく自由に行動しています。他の地域のクマとは異なる心がまえと対応が必要です。あらかじめ最新の情報を入手し、特に野営地(キャンプ地)での食料やゴミの管理には十分に配慮しましょう。

- 野営(キャンプ)の際には、ヒグマが直接テントに接近することを避けるため、テント場、調理・食事の場所及び食料保管場所の3つをそれぞれ十分に離して設けること。テント内に食料や生ゴミを持ち込むことは厳に避け、絶対にクマに取られないように野営指定地に設置してあるフードロッカー(金属製食糧保管庫)の中に厳重に保管すること。(別図-2「知床連山登山道野営(キャンプ)指定地」参照)  
フードロッカーのそばで野営(キャンプ)したり、中にゴミなどを放置しないこと。
- 臭いが強い食料や持ち物はヒグマを誘引するので危険です。食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。
- 万が一に備えてクマ撃退スプレーを携帯し、使用方法を守ること。

### 3. 植生等の保護に配慮した行動を

登山や野営(キャンプ)によって繊細な高山植物に悪影響を与えないよう、行動に十分な配慮をしましょう。

- 登山道を踏み外さないこと。
- ロープや柵が設置されている場所ではそれを越えて立ち入りを行わないこと。
- 特に湿原や高山植生等の踏みつけに弱い植生の中に入り込まないこと。
- 定められた場所以外での野営(キャンプ)は行わないこと。また、ロープ等で野営(キャンプ)場所が定められている場所では、ロープで囲まれた範囲の外で野営(キャンプ)を行わないこと。
- 無雪期の歩行補助にストック(トレッキングポール)を利用する場合には、登山道や植生の保護のため、先端にキャップ(カバー)を着用するなどの配慮を行ったうえで使用すること。



#### 4. 尿尿やゴミの処理を適切に

携帯トイレの使用に心がけ、ゴミは全て持ち帰り、きれいな環境を保持しましょう。

- 携帯トイレを携行し、排泄物や使用した紙類は持ち帰ること。やむを得ず携帯トイレを使用せずに排泄を行う場合でも、水源付近では行わないこと。
- 日帰り登山利用の場合は、できるだけ登山口等で用を済ますこと。
- ゴミは全て持ち帰ること。
- 石けんや洗剤は使用しないこと。また、調理や後片づけに際して極力汚排水が出ない食料の選定や手法をとる等自然環境への影響を少なくすること。

#### 5. 火の扱いに注意する

自然環境への悪影響や山火事のおそれがあるため、火の取扱には十分注意しましょう。

- 知床連山の登山道利用ではたき火は行わないこと。
- タバコの火は、携帯灰皿等できちんと始末すること。
- 野営（キャンプ）の際は、コンロの火が燃え移ったり、周囲の植生を傷めないよう注意すること。

#### 備 考

平成17年に世界自然遺産に登録された知床では、現在、知床に関わる多くの方々と共に「知床国立公園利用適正化検討会議」において、知床国立公園を「知床半島先端部地区」と「知床半島中央部地区」に区分し、両地区の望ましい保護と利用のあり方について調査・検討を進めてきました。

本「利用の心得」は、「知床半島中央部地区利用適正化基本計画（平成17年度策定）」に基づき、知床国立公園知床半島中央部地区の利用に当たって、特に必要性が高い留意事項・禁止事項についてとりまとめたものです。

なお、本「利用の心得」は、今後の利用実態や利用による自然環境への影響等をモニタリングし、その結果の分析・評価等のフィードバックにより、必要に応じて修正・補完等充実を図っていきます。

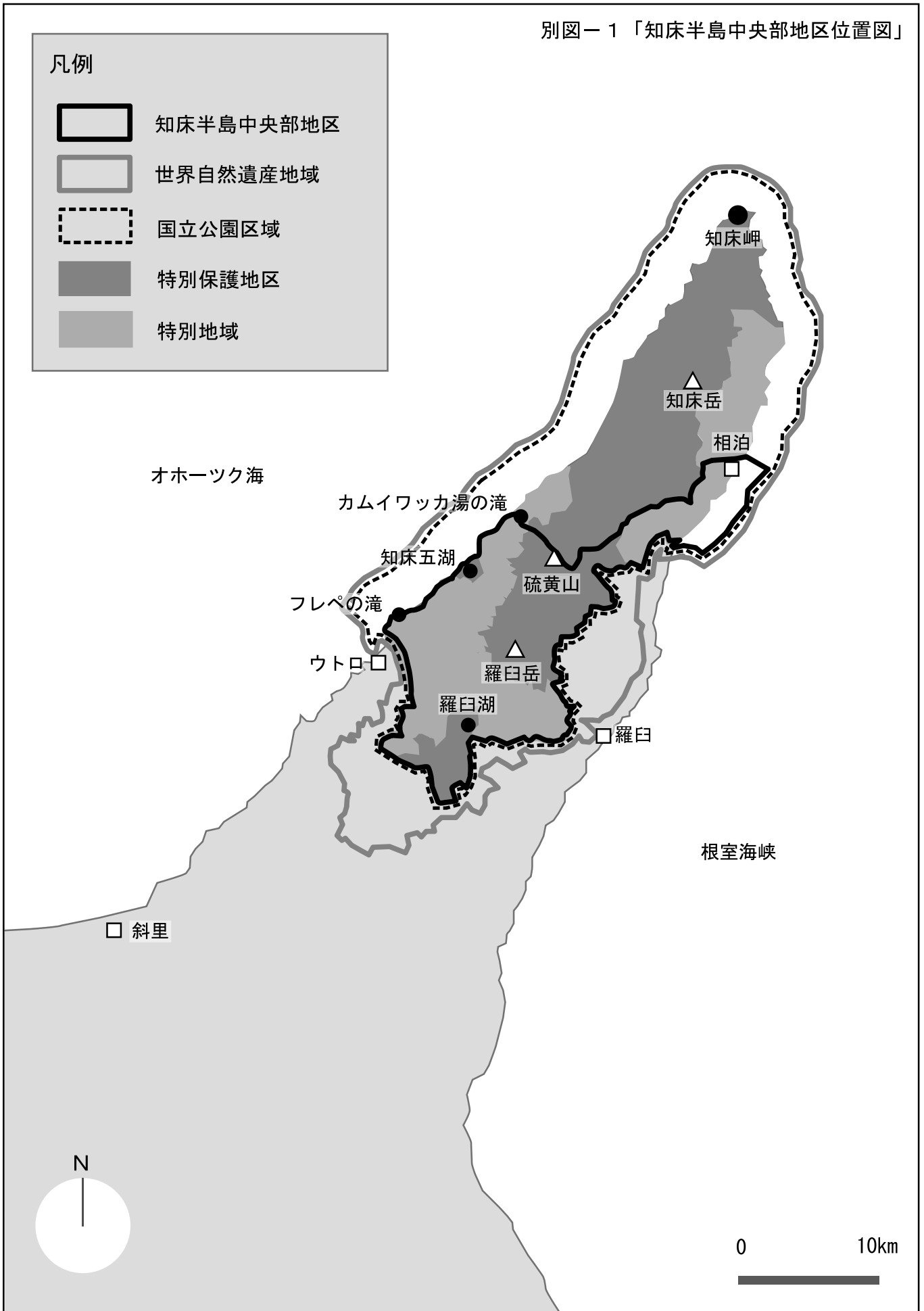
## 参 考

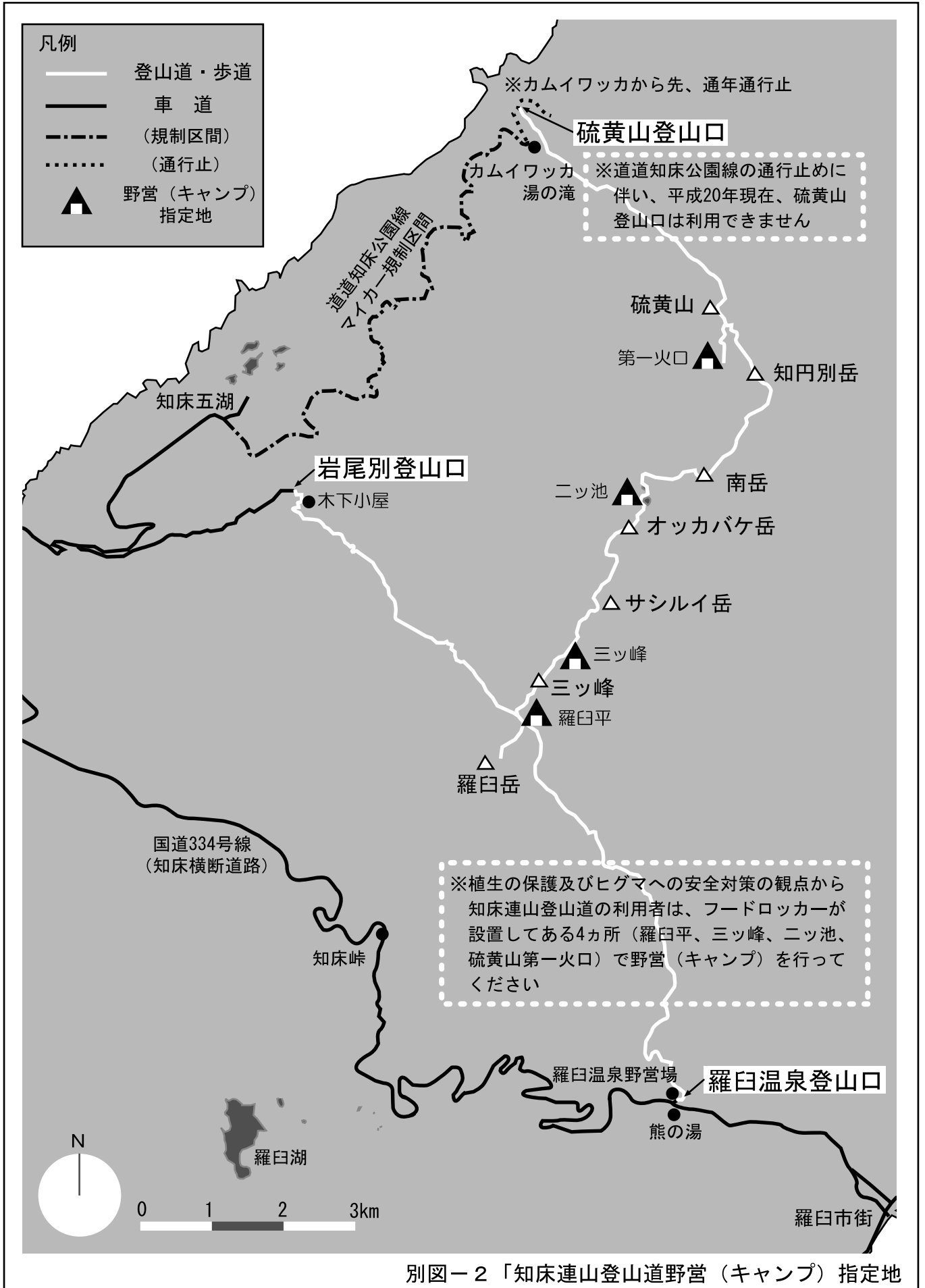
「自然公園法に基づく国立公園内の規制対象行為」

	地域区分	行為の種類
許 可 を 要 す る 行 為	特別地域	[1] 工作物の新築、改築、増築 [2] 木竹の伐採 [3] 鉱物や土石の採取 [4] 河川、湖沼の水位・水量の増減 [5] 指定湖沼への汚水の排出等 [知床国立公園では知床沼、知床五湖、羅臼湖] [6] 広告物の設置等 [7] 指定する物の集積又は貯蔵 [8] 水面の埋立等 [9] 土地の形状変更 [10] 指定植物の採取等 [知床国立公園ではチングルマ等245種を指定] [11] 指定動物の捕獲等 [知床国立公園は指定なし] [12] 屋根、壁面等の色彩の変更 [13] 指定する区域内への立入り [知床国立公園は指定なし] [14] 指定地域での車馬乗入れ [知床国立公園では特別地域全域（道路、畑等を除く）] [15] 政令で定める行為 [該当なし]
	特別保護地区	特別地域の行為に加え [1] 木竹の損傷 [2] 木竹の植栽 [3] 家畜の放牧 [4] 物の集積又は貯蔵 [5] 火入れ、たき火 [6] 木竹以外の植物の採取等 [7] 動物の捕獲等 [8] 車馬等の乗り入れ [9] 政令で定める行為 [木竹以外の植物の植栽、植物の播種] [動物の放逐（家畜の放牧を除く）]

届出を要する行為	特別地域（事後）	[1]特別地域の指定時における既着手行為 [2]非常災害のために必要な応急措置
	特別地域（事前）	[3]指定地域での木竹の植栽・家畜の放牧 [知床国立公園は指定なし]
	特別保護地区（事後）	[1]特別保護地区の指定時における既着手行為 [2]非常災害のために必要な応急措置
	普通地域 [知床国立公園は 海域のみ]	[1]大規模な工作物の新築、改築、増築 [2]特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 [3]広告物の設置等 [4]水面の埋立等 [5]鉤物や土石の採取 [6]土地の形状変更 [7]海中公園地区の周辺部における海底の形状変更 [知床国立公園では海中公園地区の指定なし]

別図-1 「知床半島中央部地区位置図」





## 検討会議構成員

### (1) 検討委員

- ・小川 巖 (エコネットワーク代表)
- ・小林 昭裕 (専修大学北海道短期大学教授)
- ・新庄 久志 (釧路市環境政策課湿地保全主幹)
- ・辻井 達一 (財団法人北海道環境財団理事長) 【座長】
- ・中川 元 (知床博物館館長)
- ・中易 紘一 (財団法人北海道林業会館理事長)

### (2) 地域関係団体

- ・斜里町環境審議会自然環境部会
- ・ウトロ地域協議会
- ・ウトロ漁業協同組合
- ・知床斜里町観光協会
- ・知床羅臼町観光協会
- ・羅臼町・知床世界自然遺産協議会
- ・羅臼漁業協同組合
- ・知床ガイド協議会
- ・(財) 知床財団

### (3) 関係行政機関

- ・北海道森林管理局 (保全調整課)
- ・網走南部森林管理署
- ・根釧東部森林管理署
- ・知床森林センター
- ・釧路開発建設部
- ・網走開発建設部
- ・網走海上保安署
- ・羅臼海上保安署
- ・北海道環境生活部環境局自然環境課
- ・網走支庁地域振興部環境生活課
- ・根室支庁地域振興部環境生活課
- ・釧路土木現業所
- ・網走土木現業所
- ・斜里町
- ・羅臼町

### (4) 事務局

環境省 釧路自然環境事務所